

監事監査報告書

平成17年 5月 6日

学校法人 中内学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 中内学園

監事 元原 利文 

監事 川崎 穰 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人中内学園寄付行為第9条の規定に基づき学校法人中内学園の平成16年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査において、内部統制の状況及びその有効性に留意し、本学校法人の財産及び業務の執行について適正かつ効率的な運営がおこなわれているかについて判断を行うとともに、重大な不正等の事実がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。私たちの監査は、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決算書類等を閲覧するとともに、会計監査人（監査法人トーマツ）と連携し計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続を実施することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、本学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、本学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上